

# 臺灣の道路 (其の十)

## 三浦磐雄

### 第九 道路改良維持修繕等に關する獎勵方策及道路愛護會等の有無並に其の情況

#### の無並に其の情況

標記のやうなことに就いて問うて見たところ、此の事項は性質上大體に於て各州廳で夫々取扱ふ仕事として、總督府の方からも答へられて來た。今其の模様を各州廳毎に述べて見やう。

一、臺北州 本州では之に該當して記すべきことはないとのことである。

二、新竹州 當州に於ては、大正十年八月に新竹州内務及警務兩部長依命通達として

#### 指定道路修繕保護ノ件

州下指定道路ノ修繕ハ從來地方費ノ支辨トシ輕易ナル修繕ハ地方保甲勞力ヲ以テ維持シ來リ候處近來地方民ニ於テ道路保護ニ對スル觀念薄ラギ小破ノ修繕除草等充分行ハレザル様認メラレ一般道路ノ保持不良ニ傾キツ、アリ而シテ之ガ維持修理ヲ要スル經費ハ全般ニ互リ施行困難ノ事情モ有之候ニ就テハ小破修繕掃除道路樹ノ植付保護等ハ從前ノ通街庄民ト協力シ保甲ニ於テ專ラ援助シ之ガ完備ヲ期シ交通上ノ危險ト不便トヲ除去スルコトニ努メラレ度候也

と云ふのを發して居るが、尙昭和七年十一月二十八日附で依命通牒を道路、河川及林野に對して出して居る。其

の内の道路に關するもののみを擧げて見る。

道路保護（心得）

1、道路保持ニ關スル事項

一、近來自動車ノ交通頻繁ナルニ伴ヒ路面鋪裝ノ損壞著シキ傾向アリ特ニ自動車運轉手其ノ他運輸従業者ハ左記各項ヲ嚴守スベシ。

イ、自動車運行ニ當リ道路鋪裝ノ固定不充分ノ區域又ハ期間ニ於テハ徐行スルコト

ロ、郊外道路ニ於テモ市内ト同様左側通行ヲ嚴守シ車道ノ中央ノミヲ走行セザルコト

ハ、牛車ハ之ヲ牽引シテ車道内ヲ左側通行シ規定外ノ長大物ヲ積載セザルコト

二、路面又ハ道路敷地ヲ無斷使用シテ交通ヲ妨ゲ又ハ道路ヲ損壞スル者アリ左記各項ヲ嚴守スベシ

イ、道路敷地内ニ店舗、家畜小屋、肥料小屋、荷役待合所、施茶休憩所等ヲ無斷建設セザルコト

ロ、路面ニ於テ糞、落花生、堆肥、藪等ノ取擴ゲ乾燥

ヲ爲シ又ハ路面ノ芝草ヲ濫リニ刈取ラザルコト

ハ、河川、溪流ヨリ採取セル玉石、砂利、砂等ヲ濫リ

ニ路上ニ堆積シ又ハ材料採取運搬等ノ通路ニ充ツル爲法面、路肩ヲ破損セザルコト

ニ、道路敷地内ニ於テ家畜、家禽ヲ放飼セザルコト  
三、側溝、法足ヲ固定センメ又ハ附屬工作物ヲ保護スル

ハ道路保持上最モ緊要ナル事項ナルニ之ガ保護ヲ怠ル者アリ左記各項ヲ嚴守スベシ

イ、濫リニ側溝ヲ締切り又ハ横斷暗渠ヲ施設セザルコト

ロ、側溝、道肩ニ跨リ濫リニ防風設備ヲ爲シ又ハ圍牆ヲ設ケザルコト

ハ、法足、法下、側溝ヲ侵耕シ又ハ側溝ヲ切り替へザルコト

ニ、暗渠又ハ側溝ヨリ濫リニ導水セザルコト  
ホ、切取法面ニ濫リニ排水セザルコト

ハ、河川、溪流ノ地先ニ於テ道路又ハ其ノ附屬物ヲ破

壞スル如キ築造物ヲ設ケザルコト

四、軌道敷設又ハ手入ノ爲道路ヲ損壞シ又ハ破損ニ至ラシムル者アリ左記各項ヲ嚴守スベシ

イ、軌道ノ敷設ニ依リ道路ノ實體ヲ破損セザルコト

ロ、軌道又ハ枕木ノ不完全ナル敷設ニ依リ排水ヲ妨ゲ

ザルコト

ハ、軌道床用飼土ヲ側溝ヨリ濫リニ掘取ラザルコト

ニ、施工基面ニ變動ヲ及ボス如キ芝草削取又ハ盛土切

取ヲナサザルコト

2、道路標識、標杭保護ニ關スル事項

今後交通頻繁ナル場所、急勾配、急折曲線、道路、鐵

道ノ交叉點等ニ各種指導標識ヲ建設スル計畫ナルヲ以

テ特ニ地方民ニ於テ交通上重要ナル使命ヲ有スル之等

標識ノ文字ヲ抹消シ又ハ毀損遺棄セザルコトヲ嚴守ス

ベシ

3、道路並木保護ニ關スル事項

公德心ヲ闕如又ハ故意、不注意ニ依リ並木ノ盜伐、折

損、支柱保護柵ノ破損、盜用等ノ行爲ハ絶對ニ之ヲ爲

サザル様嚴守スベシ

三、臺中州 本州に於ての道路維持修繕等に關しての獎勵方策は特別に完備したものはないが、州内に八百七十五ヶ所の部落振興會と云ふものが組織されて居て、全部落民の共存共營、自力更生を促進する機關と爲されつゝあるから、此の會を利用して道路橋梁の愛護觀念を涵養させやうと努力中であるが、未だ具體的な域には達して居ない。従つて道路愛護會などの名の下に其の仕事をして居るやうなものは現在して居ない。

四、臺南州 他の州などに比べて見て此の州は道路に對しては非常に熱心であるやうに思はれる。州全體に互つての事は分らないが、其の内の一、二の例として北港郡と嘉義郡とからの報告を讀んで見ると、相當な犠牲も拂つて道路に對しての保護等に努めて居ることが充分に覗はれる。今其の兩郡について大體を記すこととする。

例の一、北港郡 産業道路保護施設計畫書と云ふものが

あつて夫によると

從來「道路は良い」と稱せられてる北港郡下の道路も指定道路は相當手人も行届いてるが、主要幹線道路以外の所謂保甲道路や部落道路とも云ふべきものは、幅が一間乃至二間位のものであつて道にはなつて居ても事實上は牛車が辛うじて通れる程度のものであるから各部落に自動車が入ることなどは夢想も及ばなかつたのであつた。

然るに昭和七年度の臺南州の道路計畫と其の計畫施行に對する當局者の指導と相俟つて、當郡の道路改修計畫を樹て、就中部落道路に力を用ひることにした。

部落内に縦横に道路を開き、一方部落と部落との相互間の連絡には幅員三間乃至四間の道路を新設又は擴築し、而して此の連絡道路は幅員五間乃至六間の道路で完全に主要幹線の道路に連絡出来るやうにし、如何なる僻地でも自動車が自由に通れるやうになつたのである。全く隔世の感がある。之で交通上にも産業上にも

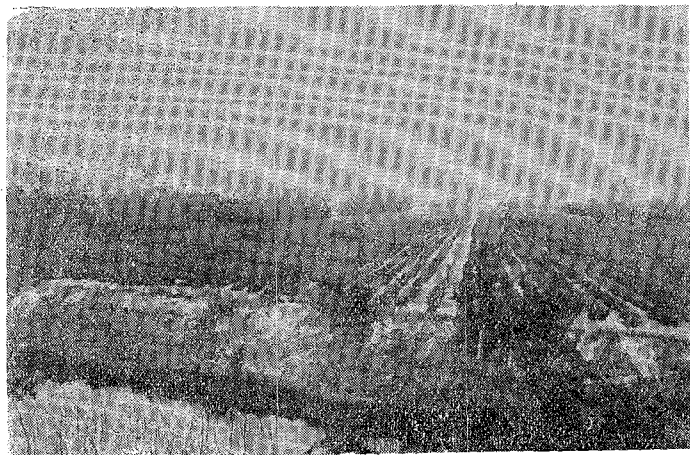
全く支障はないと云はれるやうになつた。

此等の工事は警察官並に保甲民の社會奉仕的努力に依つたものであつて、其の一斑を見るに新に本工事に使用した土地は約三百餘甲歩（約八十八萬坪）にも達して居る。之は製糖會社と地方民との無償提供であり、又出役人夫は約延四十九萬人であつて、之を工賃に換算すると三十九萬にも近いものである。此の土地や勞力の奉仕は全く地元民が一致協力して道路に對して致された賜物であると云はなくてはならない。

此の當時大改修をした道路は、指定道路が十里三十三町、準指定道路が二十五里十町、主要道路が三十三里二十八町、部落道路が四十里餘もあつて、總計百九里餘も數へられる。

然るに折角拵へた道路も土地が砂質、しかも細かい砂であつて、半年に互る強烈な季節風は其の不完全な路面を破壊するために、其の補修には多大な經費と勞力が要るのであつて、乾燥期には砂塵濛々呎尺を辨じな

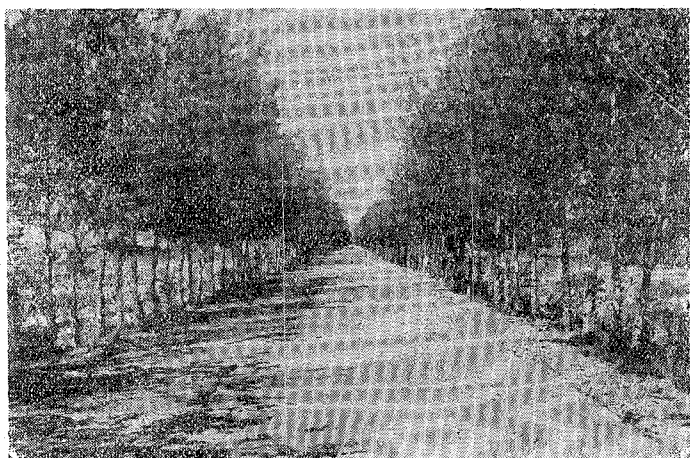
いと云ふやうな有様、又降雨期になると泥濘脚を没す  
 る態となつて全く交通が絶つが杜絶するやうなことも屢もあ  
 る。之等の事



耕地防風林

態は郡下の産業經濟及衛生上に影響する所が非常に大

説 苑



木麻黄道並路

ひ、土木方面では道路改修協會を組織して、道路の維持管理の徹底に努めて居る此の道路改修協會と云ふのは其の規約を見る

であるため、勸業方面では耕地防風林の造成計畫を行

北港郡下ノ道路ニ關シテ之ガ改修、維持並ニ管理ノ

徹底ヲ圖リ併セテ地方民負擔ニ屬スル工事ノ統制ヲ期スルヲ以テ目的トス

と銘を持ち會員としては、各街庄と各聯合保甲とから成り、其の事業としては

- 一、官廳ノ命ニ依ル北港郡下道路ノ新設並ニ改修
  - 二、北港郡下重要道路ノ新設改修並ニ維持
  - 三、前二號ニ關シ必要ナル附帶施設
- 前項ノ工事ハ其ノ性質ニ依リ關係會員ヲシテ直接之ヲ施行セシムルコトアルベシ

と定めてある。而して本協會の經費は會員の負擔する組合費の外に補助金、寄附金其他の收入を充てて居るが、當分の間聯合保甲には之を課して居ない。尤も工事費負擔額の一部又は全部を材料若くは勞力で代償することが出來ると定めてある。因に昭和十年度の豫算を見ると、歳入の方は組合費（四、六二五圓）、寄附金（二〇〇圓）及雜收入（二〇圓）で計四千八百四十五圓となつて居、歳出の方は事務費（四一〇圓）、會

議費（一〇〇圓）、事業費（四、〇三〇圓）及豫備費（二〇五圓）で計が歳入と同額のバランスを保たして居る。

途中で切れるやうではあるが、茲で一筆挿でん見たいと思ふ。實は去る一月六日東京發、九日基隆へ上陸して、自分分は始めて臺灣の土地を踏んで見た。尤も道路のための視察ではなく、外の用務で出張を命ぜられ、おまけに僅か五日間許りで、主に西海岸の都市を順々に見、途中阿里山と日月潭へ行つて見た位な事なのであるから、道路の方のことは調査も研究も出來なかつたが、多少は道路のことも見聞して來たのであつた。其のためにほんの上二りした抽象的なことしか云へないが。

成る程前にも述べたやうに、臺灣の道路は到る所交通量よりも遙に道路の幅の方が廣いと云ふ感じがする。都市に屬する部分には、相當鋪装も見られるが、一度場末又は郊外に出れば、全く鋪装はないと云つてもよい程度で、併も矢張り道路幅は十分廣く取つてある。尤も基隆と臺北との

間には中央文を舗装工事の際中であつた、其の外は一口に言へば、市街の内を除いては、其の多くが所謂「道路の豫定地」外國では舗装してないものは道路ではなく、其し豫定地だと云つてるとのことである」と云つた方がよい程度のものである。少し言葉が過ぎてるやうではあるが。

然し道路について、内地などでは到底想像も出来ないやうなことが實際に施されて居る。それは臺中州でのことであるが、二水と云ふ所から臺中迄自動車を通つたときのこと、即ち縦貫道路（内地での國道に類するもの）であつて幅員が十四米五十種（八間）で、坦々たる沃野に通つて居る道路であつて、兩側共路肩から一間許の所に並木が植ゑてあり、手車、牛車（馬車は見やうとしても先々臺灣では見ることが出来ない）や歩行者は此の兩側を通り、自動車は並木内を走ることになつてゐるのはよいが、實に黃塵萬丈自動車の摺れ合つた瞬間は全く一尺さきが見えない有様である。

此所で目についたのは、道路の半分に一尺乃至一尺五寸

位の盛土をして居て、其の土は道路の傍の水田の土を幅二間位約三尺の深さに掘り取つたものを使つて居たことであつて、働いてる人達は男も女も老人も若い人も入り交つて攸々として餘念がないのであつた。聞けば雨期になると道路の上へ一尺以上も水が上るので困つたから此の補修をして居るのであつて、其の盛土用の土も、又働いてる人達も皆無償であるとのことであつた。こんな有様であるから後に總督府で道路港灣課の方の人の話に「あの所では幅四間以上の道路を百数十里、公費は僅に千餘圓（監督費）で仕上げた」とのことであつたが、實際に見た前述のやうなことであつたら出来さうなこと、首肯されたのであつた。

此の話しを一行のある人に話したら、滿洲の方でも是非この臺灣の方法で今の内に早く道路を完成したいと云つて居た。こんな斷片の話はいくらもあつたが、餘り長くなるから此の邊でやめて置かう。（未完）

昭一二・二・一五稿